

◆村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。

県営住宅の整備に関わり質問いたします。要求資料の8です。

公営住宅法は、国と地方公共団体が協力して住宅を整備することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとしています。しかし国は一貫して持ち家政策をとり、公営住宅の整備は後回しにしてきました。その中で県営住宅の果たしてきた役割は極めて大きいといえます。

県は、昨年3月に県営住宅の在り方について検討結果をまとめています。県営住宅のストック保有は世帯数比0.76%という県営住宅のサービス水準を維持するとしています。しかし、県営住宅の総数は世帯減少に合わせて2053年には、さいたま市を除き3,000戸ほど減らす計画になっています。潜在的な重要から考えれば、県営住宅の戸数は決して十分とはいえません。とりわけ南部地域や南西部地域の状況は深刻です。

まず伺いますが、川口市など南部地域、朝霞4市など南西部地域での県営住宅の募集倍率について、この5年間で一番高かった倍率について端的にお答えください。

◎都市整備部長

南部地域では平成22年度の24.5倍、南西部地域では平成22年度の20.5倍でございます。

◆村岡正嗣委員

いずれも20倍を超える住宅もありました。実際に市営住宅も県営住宅も、何度申し込んでも当たらないという声が私のもとにも寄せられています。最初から諦めている人も少なくありません。今非正規雇用の拡大とか年金の引下げ、低収入の単身世帯や高齢世帯の増加などによって、公営住宅の需要はますます増えています。住まいは人権だと考えるべきです。県営住宅の建替えを加速させると同時に、とりわけ南部地域や南西部地域では世帯数比に捉われず、思い切って整備を進めていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

◎都市整備部長

県内の世帯数は現在増加しております。今後10年間程度は増加するというふうに見込まれておりますが、その後減少するというふうに見込まれております。もう人口減少につきまちは早々にという状況の中で、増加する世帯数に合わせて県営住宅を、例えば新築していくというようなことを行った場合、その後の世帯数減少期には余剰な資産となる可能性がございます。このため、将来県営住宅が過度のストック、負の財産とならないように、ピークを迎えるまでの短期的な需要に対しましては、平成14年度から借上げ方式による県営住宅の供給を行っております。

借上げ方式の県営住宅につきましては、設備投資に係る初期投資が少なく済みます。また、短期間で機能的に需要が高い地域にダイレクトに供給できるというメリットがございます。今後も借上げ型のメリットを生かして、県営住宅の整備を進めてまいりたいというふうには思っております。

◆村岡正嗣委員

今、部長から過度のストックという話が出ましたけれども、それは私からすれば全くのきゆうです。将来的に仮にそうした住宅が生まれたとしても、いろんな形の再利用は十分可能だと私は思っています。そういう意味で、改めて住まいは人権の立場に立って、強く、整備を進めてもらいたいということを指摘

をしておきたいと思います。

次に、県営住宅のエレベーター設置について伺います。

県営住宅での大きな課題は高齢化です。要求資料の17ページでは、県営住宅入居者数5万4,949人中65歳以上が1万5,388人、28%、これは県平均です。さいたま市内の与野高層団地は49%、植竹団地45%、大久保団地43%など、大規模団地では入居者の半数近くが65歳以上の世帯です。病気や障害を持った方も増え、皆さん3階以上の上り、それから下ることも本当に大変です。今後さらに高齢化が進みます。エレベーターの設置は待ったなしの課題でございます。

当初予算案における主要な施策の11ページによれば、来年度与野上落合団地と越谷蒲生団地の既存県営住宅2棟でエレベーター設置とあります。今年度も2棟でした。少な過ぎます。しかも来年度予算案には設計費が計上されていません。ということは、2017年度は既存への設置はゼロじゃありませんか。なぜかと疑問に思いましたが、受益者負担を導入するか結論が出なかったので設計予算を見送った、そんな話を聞きました。事実ならこれほとんどありません。皆さんよそに移ることの困難な方がほとんどであります。

そこで部長、年間10棟とか20棟とか予算を大幅に増やしてエレベーター設置を推進すべきではありませんか、答弁をお願いします。

◎都市整備部長

後付けのエレベーターにつきましては、平成24年度から着手しております。現在までに3団地4棟が設置済み、1団地1棟で工事中、2団地2棟で設計中でございます。この後付けエレベーターに関しましては、1基当たりの費用が多額ということから、費用を要する反面、エレベーターを利用できる高齢者の数が1棟当たりの数が少ないという効率性の悪い事業でございます。このため、費用もかかるということもございまして、大幅に増やすことが困難な状況になっております。そのため、県ではエレベーターが設置できない住宅棟では、階段の昇り降りに支障を来すようなお年寄りを優先的に低層階、低い階へ移り住んでいただくというようなことで対応を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

◆村岡正嗣委員

費用が大きいということなのですが、この5年間の県営住宅の整備費予算を見ると、5年前は64億円程度ありましたがけれども、激減しているんですね、そもそも。ですから、まずそこ自体が問題なんです。

そこで、今低層階への住み替えというお話がありました。2年前に障害者手帳が必要だったものを医師の診断書があれば認めると基準を変更しましたね。その結果住み替えが進んだとお聞きしました。この点は私も大いに評価したいと思います。ただ現在住み替えは同一団地でしか認められていません。部屋が空いていない場合、いつまでも住み替えることはできません。是非同一市内や近隣の県営住宅が空いていれば、住み替えを認めるような制度を改善すべきと考えますが、答弁をお願いします。

◎都市整備部長

階段の昇り降りに支障のあるような方々については、確かに現在同一団地内ということで認めております。これは、原則公募によるという入居規定の例外に当たるものでございまして、事情を考慮して例外を設けているものでございます。公募による入居者の皆様との公平性を考えれば、現在の住戸とほぼ同じ条件である同じ団地ということで住み替えを例外的に認めているという考えに基づくものでございます。

例えば、これから募集を行う新築直後の住宅に空き室があるからといいまして、安易に同じ市内ということで住み替えを認めてしまうと、公募で入居される方との間に公平性が問題視されるというような問題もございます。一方、県営住宅のますますの高齢化の進展を考えますと、御指摘を踏まえまして、今後近隣などへの住み替えにつきましても研究してまいりたいというふうには思っております。

◆村岡正嗣委員

しっかり研究してもらいたい。そして最後に、2階への住み替えは可能なのかと。可能だとするならば、この情報が全く入居者に届いておりません。そういった意味では住み替えの情報をしっかり高齢世帯に届けてほしい。そういうことをやるかどうか、併せてお答えください。

◎都市整備部長

情報を提供をするのは県の大事な務めでございますので、情報の提供には住宅供給公社ともども努めてまいりたいと思います。

それと、2階への住み替えにつきましては、住宅課長のほうから御答弁をいたします。

◎住宅課長

現在2階への住み替えも可能となっております。